

横瀬町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横瀬町内に転居、転入した新婚世帯に対し婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間(以下「対象期間」という。)に、婚姻届を提出し受理された夫婦で町の住民基本台帳に同一世帯として記録(以下「住民登録」という。)されている夫婦をいう。

(2) 住居費とは、対象期間において、婚姻を機に町内に新たに取得し(所有権の登記をしたものに限る。)、又は賃借する住居(以下「当該住居」という。)に関する費用のうち、当該住居の取得費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料(生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について事業主等から支給又は負担されている住宅に関する全ての手当等を除く。)をいう。ただし、当該住居は公的住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。

(3) 引越し費用とは、対象期間に、婚姻を機に町内に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 交付申請する日において、当該住居に夫婦のいずれもが住民登録されていること。

(2) 婚姻届を提出し受理された日における年齢が、夫婦のいずれも39歳以下であること。

(3) 申請を行う月の属する年度(4月から6月にあっては前年度)の所得証明書類をもとに新婚世帯の所得を合算した額が400万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれの計算方法により算出した額とする。

ア 対象期間において、夫婦のいずれも又はいずれかが離職し、申請時において

無職の場合は、離職した者については、所得がないものとして夫婦の所得を算出した額とする。

イ 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得からその年間返済額を控除した額とする。

(4) 夫婦のいずれもが町税等の滞納がないこと。

(5) 夫婦のいずれもが横瀬町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第2項に規定する暴力団員でないこと。

(6) 夫婦のいずれもがこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(7) 夫婦のいずれもが横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱(平成18年告示第18号)に規定する補助金の交付を受けていないこと。

2 前項に規定するもののうち、夫婦のいずれもが又はいずれかが他市区町村(当該他市区町村を包括する都道府県を含む。)におけるこの要綱と同様の趣旨による補助を受けている者は、同項の規定に関わらず補助対象者としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横瀬町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第4号から第9号までに掲げる書類について、当該書類に係る事実がない場合は、その添付を省略することができる。

(1) 戸籍謄本

(2) 住民票の写し

(3) 所得証明書類

(4) 離職を証する書類

(5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類

(6) 当該住居の売買契約書及び登記簿謄本

(7) 当該住居の賃貸借契約書及び賃料、共益費、仲介手数料に係る支払が分かる領収書等の写し

(8) 当該住居に係る住居手当支給証明書(様式第2号)

(9) 引越費用に係る領収書等の写し

- 2 町長は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部の提出を省略することができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、横瀬町結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条第3項の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、横瀬町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、横瀬町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反する行為があったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、横瀬町結婚新生活支援事業補助金返還請求書(様式第6号)により当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- 2 補助金の返還請求を受けた者は、補助金を速やかに返還しなければならない。

(報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類(以下「報告等」という。)の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、前項に規定する日までに行われた第5条第1項の規定による補助金の交付申請は、第6条から第9条までの規定については、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

4 改正後の横瀬町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の婚姻届を提出した新婚世帯について適用し、同日前に婚姻届を提出した新婚世帯については、なお従前の例による。